

多賀城市生活交通ネットワーク計画の変更について

【審議事項】

多賀城市生活交通ネットワーク計画における事業と運行計画の一部変更について

【審議内容】

平成 27 年度夏以降に多賀城東部線と多賀城西部線の見直しによる一体的運行の開始を計画しており、多賀城東部線について、多賀城市内で完結して下馬方面を経由するルートへの変更や多賀城駅前止まりと国府多賀城駅前止まりの 2 系統で運行するなどの路線再編を検討していたが、平成 27 年度以降も現在の七ヶ浜町との共同運行を継続すること。

【多賀城東部線の七ヶ浜町との共同運行を継続する理由】

バス利用実態調査結果（H26 年 9 月に調査実施）により、七ヶ浜町からの多賀城東部線の利用者が約 3 割いること。

多賀城東部線は年間約 6～7 万人の利用者があり、そのうち約半数が、通勤・通学目的で利用している安定した路線であること。

平成 28 年度春にオープン予定の多賀城駅前再開発ビルに七ヶ浜町を含めた近隣の住民に多く来館してもらうための交通手段になること。

上記により、運行ルートの短縮や複数系統で運行することによる一部減便（国府多賀城駅～多賀城駅間）を行うことがそぐわなくなったこと。

1. 多賀城市生活交通ネットワーク計画の変更について

- ・平成 25 年 2 月に、以下の基本方針のもと、平成 25 年度～平成 28 年度までの 4 ヶ年計画として、「施策・事業などの事業展開」と「運行ルート・運行ダイヤなどの運行計画」を定めた多賀城市生活交通ネットワーク計画を策定した。
- ・その後、平成 26 年 1 月に、多賀城東部線における七ヶ浜町との共同運行の延長、特定被災地域公共交通調査事業の延長などを踏まえ、見直しを行った。
- ・今回（平成 27 年 1 月）、多賀城西部線の第 4 条運行への移行、企画乗車券の販売継続、多賀城東部線における七ヶ浜町との共同運行の継続などを踏まえ、再度、見直しを行った。

- 多賀城市生活交通ネットワーク計画の基本方針 -

多様な交通手段を用いた市民のサービス向上と今後より一層厳しくなる財政負担軽減を実現できる生活交通体系を構築する

(1) サービス向上に関する方針

多様な交通手段を含めた生活交通の中で、重要路線を位置づけサービスを提供する

- ・多賀城東部線と多賀城西部線を重要路線と位置づけ、市内の幹線網から主要箇所（市役所、病院等）へのアクセス及び市外へアクセスする幹線軸（JR）に接続するサービスを提供する。

まちやひとの変化に生活交通を連動してサービスを提供する

- ・災害公営住宅の建設による人口の移動及び多賀城駅周辺の整備によるまちの変化に対応してサービスを提供する。

利用者の安心・快適な日常生活を支える

- ・利用者の移動実態、ニーズ等に合わせて、サービスを提供し、利便性の向上を図る。
- ・乗車券を企画し、特に既存利用者の利便性の向上を図る。

わかりやすく、便利な広域生活交通ネットワーク網をデザインする

- ・運行状況がわかりやすいバス停をデザインする。
- ・他交通機関を含めた十分な情報提供を行う。

(2) 財政負担軽減に関する方針

持続可能な生活交通を見据えて、路線の再編を行い、運行の効率化を図る

- ・補助事業に頼らない運行体制を構築する。
- ・利用状況に応じて需要と供給のバランスを図る。

新規の利用促進を図り、生活交通の収入増を図る

- ・定期的利用者の利便性向上を図ることと併せて、新規の利用者促進により安定的な運営を図る。
- ・新規の利用促進を図るための施策を実施する。

2. 事業展開の変更案について

- ・今回の大きな変更点としては、多賀城東部線における七ヶ浜町との共同運行を平成 27 年度以降も継続することであり、それに伴い、現在の多賀城西部線と多賀城東部線の運行状況について、住民へのさらなる浸透を図り、利用促進につなげていくことが必要となる。
- ・また、多賀城駅北地区市街地再開発ビルが完成予定のため、それに向けて、渋滞対策等の交通円滑化や駅周辺活性化につながる取り組みを関係機関とも連携しながら検討していくことが必要となる。

	時期	平成 25 年度 変更案		平成 26 年度 変更案		備考
		方針	実施内容	方針	実施内容	
STEP 1	平成 25 年度	多賀城西部線の運行の効率化	・西部線の見直しによる試験運行の開始 ・バス停の改修(西部線)	多賀城西部線の運行の効率化	・西部線の見直しによる試験運行の開始 ・バス停の改修(西部線)	・特定被災地域公共交通調査事業 (4,500 万円)
		多賀城西部線の利用促進	・試験運行路線の広報 ・利用促進に向けた乗車券等の企画 ・運行情報と利用促進に向けた広報	多賀城西部線の利用促進	・試験運行路線の広報 ・利用促進に向けた乗車券等の企画 ・運行情報と利用促進に向けた広報	
		多賀城西部線及び多賀城東部線の利用状況の分析	・バス利用実態調査	多賀城西部線及び多賀城東部線の利用状況の分析	・バス利用実態調査	
		生活交通ネットワーク計画の見直し	・運行計画の見直し	生活交通ネットワーク計画の見直し	・運行計画の見直し	
STEP 2	平成 26 年度	多賀城西部線及び多賀城東部線の利用促進	・企画乗車券の社会実験 ・企画乗車券のシステムの構築 ・バス利用促進の実施(バスチラシ配布)	多賀城西部線及び多賀城東部線の利用促進	・企画乗車券の社会実験 ・企画乗車券のシステムの構築 ・バス利用促進の実施(バスチラシ配布)	・特定被災地域公共交通調査事業 (上限 3,500 万円) ・七ヶ浜町 高台住宅団地の整備完了 ・災害公営住宅入居開始 (桜木地区)
		多賀城西部線及び多賀城東部線の利用状況の分析	・バス利用実態調査	多賀城西部線及び多賀城東部線の利用状況の分析	・バス利用実態調査	
		生活交通ネットワーク計画の見直し	・運行計画の見直し	生活交通ネットワーク計画の見直し	・運行計画の見直し	
STEP 3	平成 27 年度	生活交通ネットワークの広報による路線の PR と定着	・多賀城東部線と多賀城西部線の見直しによる一体的運行の開始予定 ・生活交通の運行状況の広報 ・企画乗車券の本格販売	生活交通ネットワークの広報による路線の PR と定着	・多賀城東部線における七ヶ浜町との共同運行の継続 ・バス利用促進の継続 ・企画乗車券の本格販売	・特定被災地域公共交通調査事業 (上限 3,500 万円) ・多賀城駅北地区市街地再開発ビル完成予定 ・災害公営住宅入居開始予定 (新田地区、鶴ヶ谷地区)
		多賀城西部線及び多賀城東部線の利用状況の分析	・バス利用実態調査	多賀城西部線及び多賀城東部線の利用状況の分析	・バス利用実態調査	
		まちづくりとの連携 (多賀城駅周辺再開発事業など)	・運行計画の修正 ・利用促進策の検討	まちづくりとの連携 (多賀城駅周辺再開発事業など)	・交通円滑化や駅周辺活性化に向けた対応策の検討、実施(関係機関との連携等)	
		生活交通ネットワーク計画の見直し	・運行計画の見直し	生活交通ネットワーク計画の見直し	・運行計画の見直し	
STEP 4	平成 28 年度	・補助事業に頼らない自主運営の開始 ・まちやひとの変化に対応した生活交通ネットワーク計画の見直し	・運行状況、利用状況の詳細分析 ・運行計画の見直し	・補助事業に頼らない自主運営の開始 ・まちやひとの変化に対応した生活交通ネットワーク計画の見直し	・運行状況、利用状況の詳細分析 ・運行計画の見直し	・特定被災地域公共交通調査事業 なし ・災害公営住宅入居開始予定 (宮内地区)

赤文字：生活交通ネットワーク計画による事業の変更点

3. 運行計画の変更点について

- 生活交通ネットワーク計画に基づく、運行計画の変更案の一覧表を以下に示す。また、次ページ以降に運行ルートの一覧図を示す。
- 多賀城東部線における七ヶ浜町との共同運行を継続することに伴い、多賀城東部線の平成 27 年度の運行計画は、平成 26 年度と同様となる。
- 多賀城西部線については、運行形態が 4 条運行に移行し、運行主体が(株)仙塩交通になることと、企画乗車券の本格販売を開始することが変更点となる。

(1) 多賀城西部線

	運行形態(運行主体)	運行ルート	運行時間	運行本数	運行料金	運行車両
平成 24 年度	・道路運送法第 21 条 (多賀城市)	・多賀城駅から西部地区を循環(北回り、南回り)	・始点から終点 51 分	・運行本数 8 便/日 (土日祝日:4 便/日)	・一律 100 円	・小型バス車両(39 人乗り)で 運行
平成 25 年度	・道路運送法第 21 条 (多賀城市)	・運行ルート短縮:あやめ園、山王小方面廃止 ・運行ルート変更:時間帯で市民プール方面経由 ・高橋一丁目と関合橋の間にバス停「新田字中」を追加	・ダイヤ改正: 始点から終点 35 分 (日中便は市民プール前を経由: 58 分)	・運行本数 12 便/日 (土曜運行、日祝日:運休)	・一律 200 円	・前年度と同様
平成 26 年度	・道路運送法第 21 条 (多賀城市)	・前年度の試験運行のルートを原則として継続 ・高崎中学校前の東側にバス停を追加「高崎二号公園前」 ・「文化センター前」バス停の廃止 ・「市民プール前」バス停を発着点とするルートに変更(日中 便のみ)	・ダイヤ改正: 始点から終点 40 分 (日中便は市民プール前を経由: 52 分)	・前年度の運行本数と同じ	・一律 200 円を継続 ・企画乗車券を社会実験として 実施	・小型バス車両を 1 台追加
平成 27 年度	・道路運送法第 4 条 (株)仙塩交通	・前年度の運行ルートを継続	・前年度の運行ダイヤを継続	・前年度の運行本数と同じ	・一律 200 円を継続 ・企画乗車券の本格販売を開始	・前年度と同様

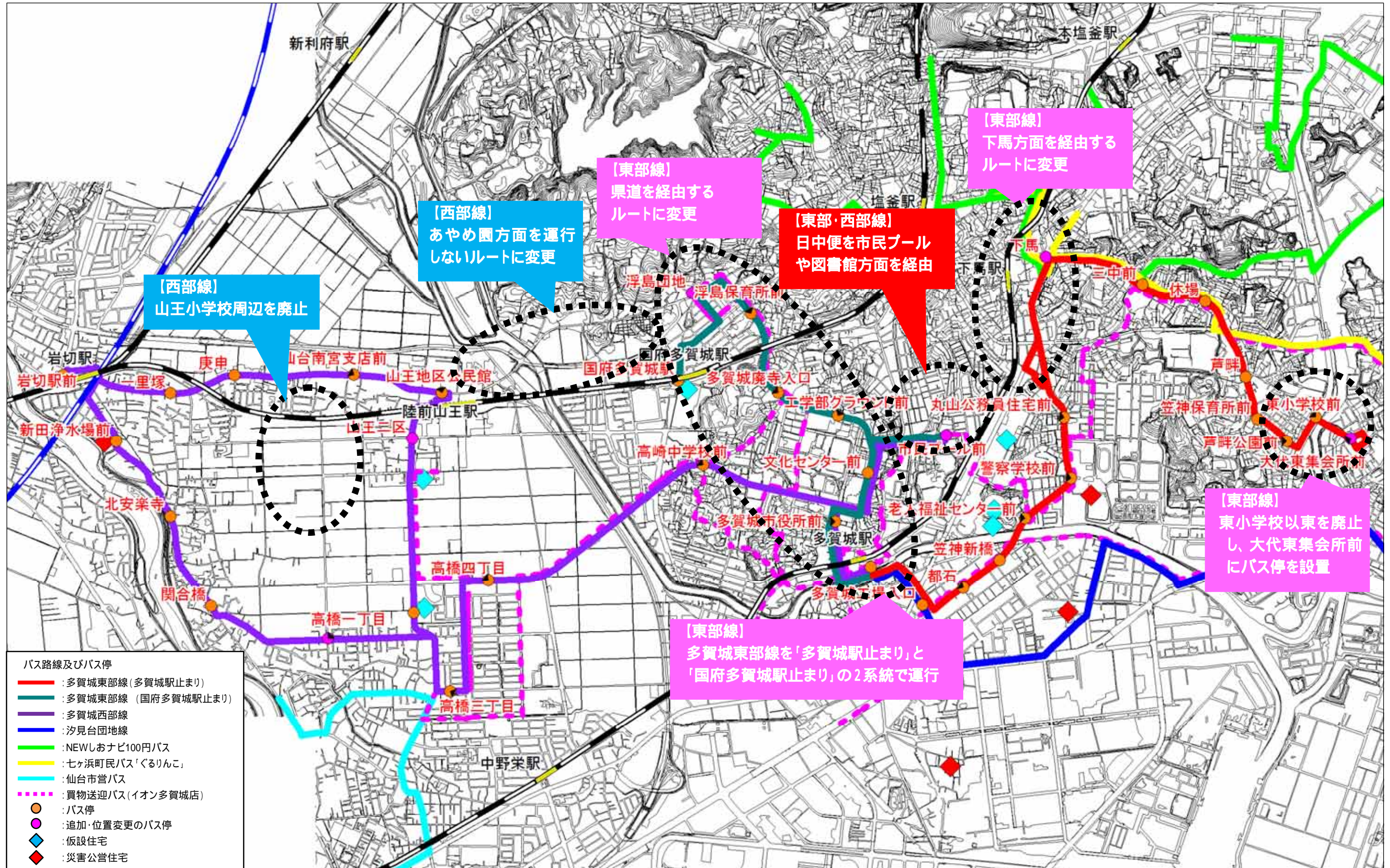
赤文字：運行計画の変更点

(2) 多賀城東部線

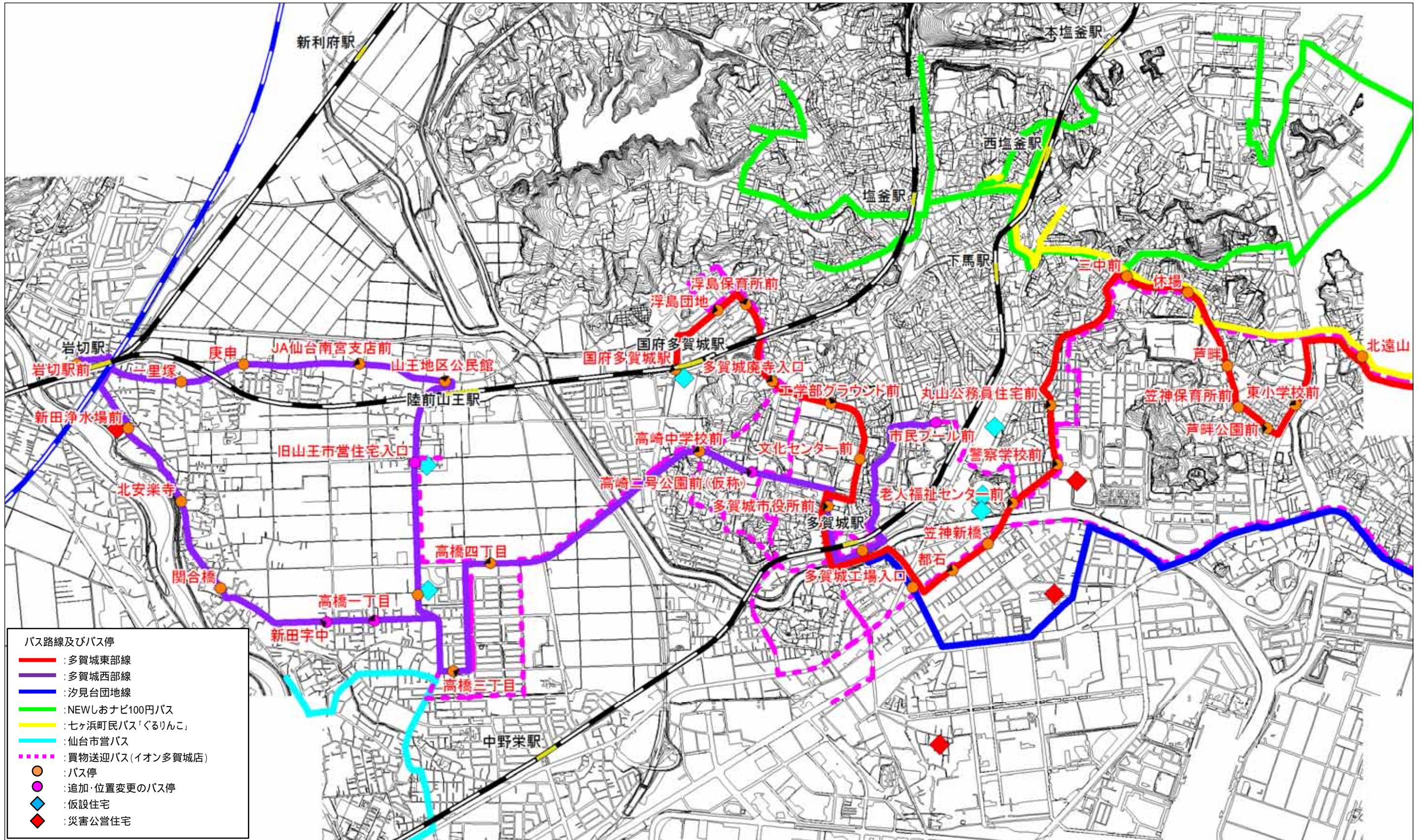
	運行形態(運行主体)	運行ルート	運行時間	運行本数	運行料金	運行車両
平成 24 年度	・道路運送法第 4 条 (株)ミヤコーバス	・国府多賀城駅～汐見台中央	・始点から終点 31 分	・運行本数 14 便/日 (土日祝日:5 便/日)	・距離制 (100 円～350 円)	・中型バス車両(55 人乗り)で 運行
平成 25 年度	・道路運送法第 4 条 (株)ミヤコーバス	・前年度の運行ルートを継続	・前年度のダイヤを継続	・前年度の運行本数と同じ	・距離制を継続	・前年度と同様
平成 26 年度	・道路運送法第 4 条 (株)ミヤコーバス	・前年度の運行ルートを継続	・一部ダイヤ改正	・前年度の運行本数と同じ	・距離制を継続	・前年度と同様
平成 27 年度	・道路運送法第 4 条 (株)ミヤコーバス	・前年度の運行ルートを継続	・前年度のダイヤを継続	・前年度の運行本数と同じ	・距離制を継続	・前年度と同様

赤文字：運行計画の変更点

運行計画の当初案の運行ルート図



H26年度の運行ルート図（H27年度以降も継続）



4. 多賀城東部線における運行計画の変更について

(1) セケ浜町との共同運行の継続について

- ・当初案では、運行ルートについて、以下の3点の路線再編策を実施し、多賀城市内完結型の路線として、運行サービスを向上することを計画していた。

現在の運行路線を短縮し、国府多賀城駅前から多賀城市内の東小学校前までの運行

一部運行ルートの変更及び小型車両を導入し下馬方面を經由

多賀城駅前止まりと国府多賀城駅前止まりの2系統で運行

- ・多賀城市とセケ浜町で協議を重ねた結果、以下の4つの理由により現在の共同運行を継続することとしたい。

<現在の共同運行を継続する理由>

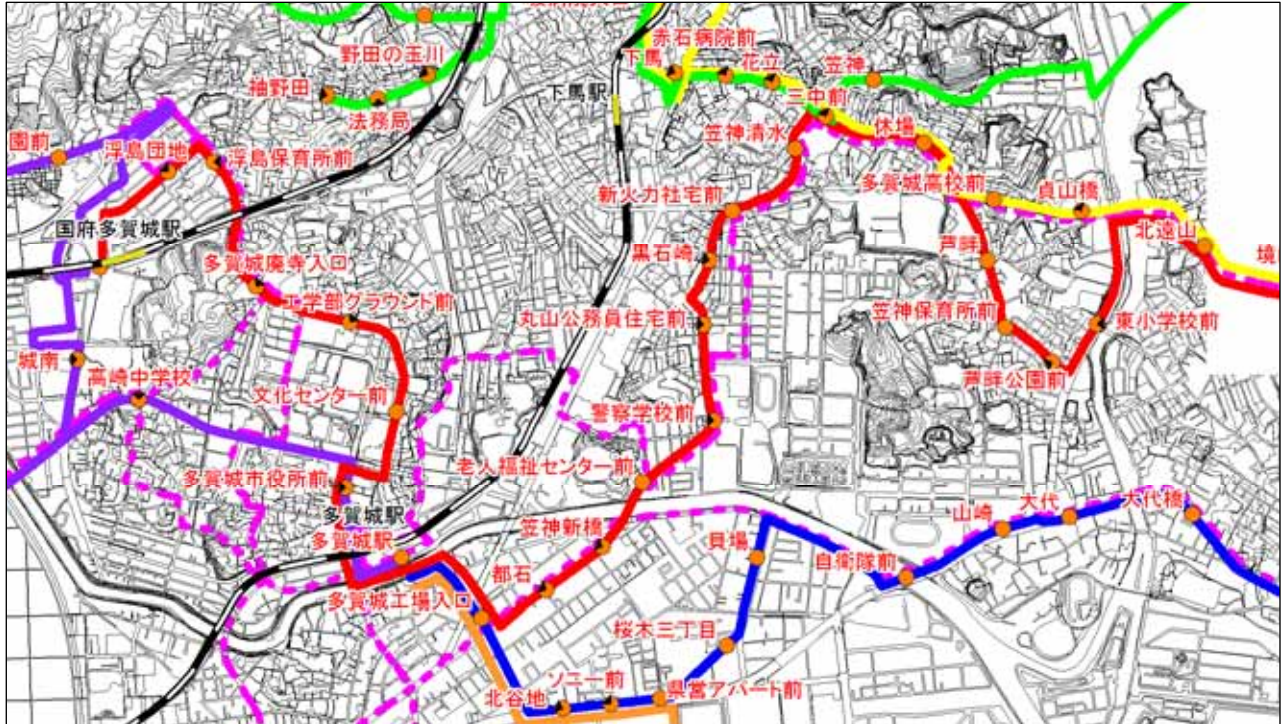
バス利用実態調査結果（H26年9月に調査実施）により、セケ浜町からの多賀城東部線の利用者が約3割いること。

多賀城東部線は年間約6~7万人の利用者があり、そのうち約半数が、通勤・通学目的で利用している安定した路線であること。

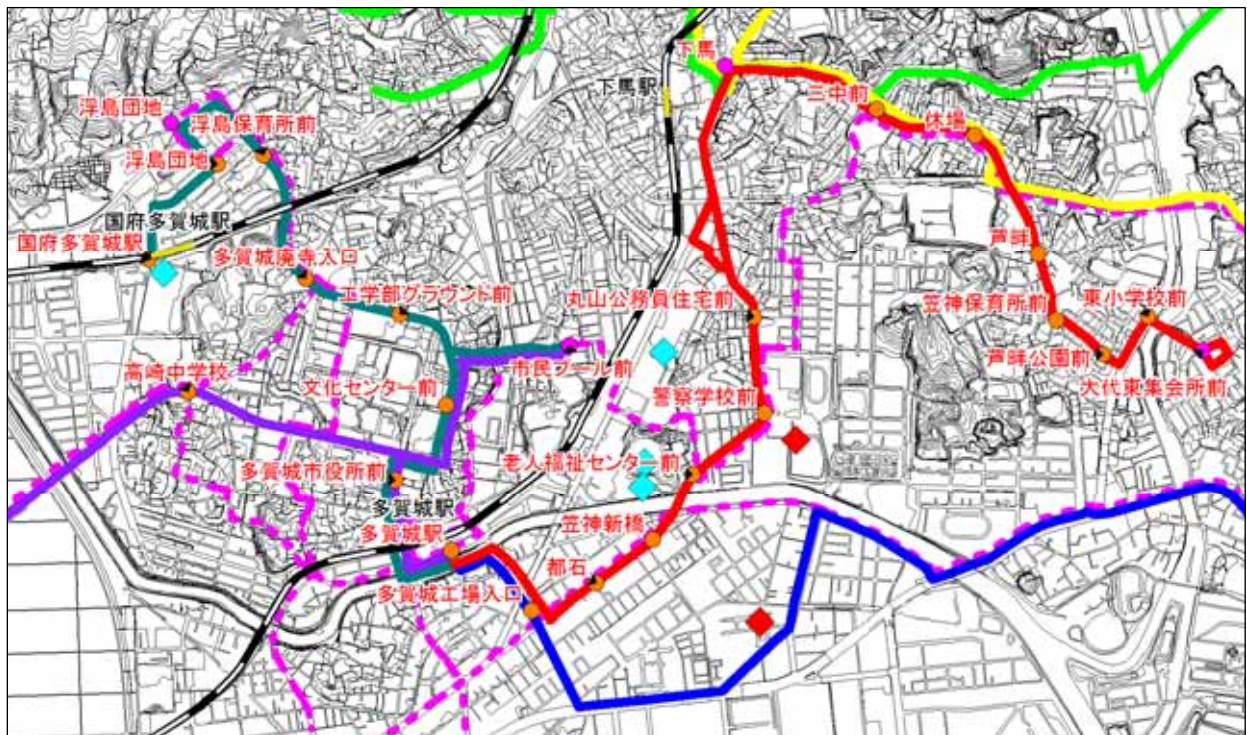
平成28年度春にオープン予定の多賀城駅前再開発ビルにセケ浜町を含めた近隣の住民に多く来館してもらうための交通手段になること。

上記により、運行ルートの短縮や複数系統で運行することによる一部減便（国府多賀城駅～多賀城駅間）を行うことがそぐわなくなったこと。

【現在の運行ルート】



【運行計画当初案の運行ルート】



当初案のルート変更

(2) 下馬方面へのアクセスについて

- ・前項のとおり、多賀城市内のみを運行エリアとして、運行ルートと運行時間を短縮することで、一部ルートを変更し、住民からの要望が根強かった下馬方面への経由を実施する計画であった。
- ・しかし、現在の共同運行を継続することで、以下の理由により、下馬方面へのアクセスは難しい状況となった。

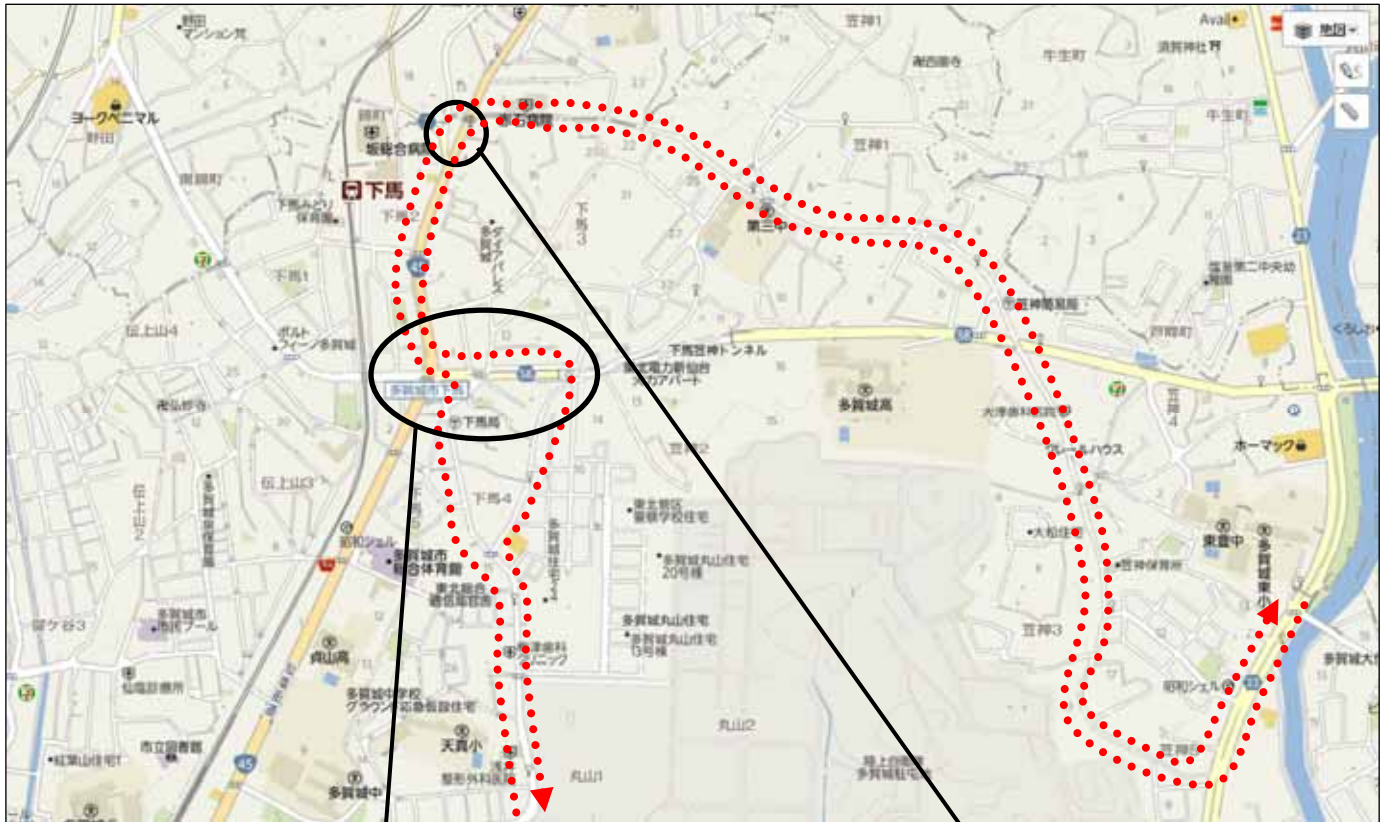
<下馬方面へのアクセスが難しい理由>

国道 45 号を経由するルートになるため、始点から終点（国府多賀城駅～汐見台中央）までの運行時間が増加する。

運行時間が増加することで、現在の運行本数（1 日 14 便：1 時間に 1 本程度）を維持できなくなる。その結果、運行本数を減便せざるを得ず、サービスが低下する。

現在の車両の大きさでは国道 45 号線に出るルートを運行することができない。

バス利用実態調査結果（H26 年 9 月に調査実施）をみると、平日の朝夕の時間帯は乗車人数によっては、小型車両では乗りこぼしが発生する可能性がある。

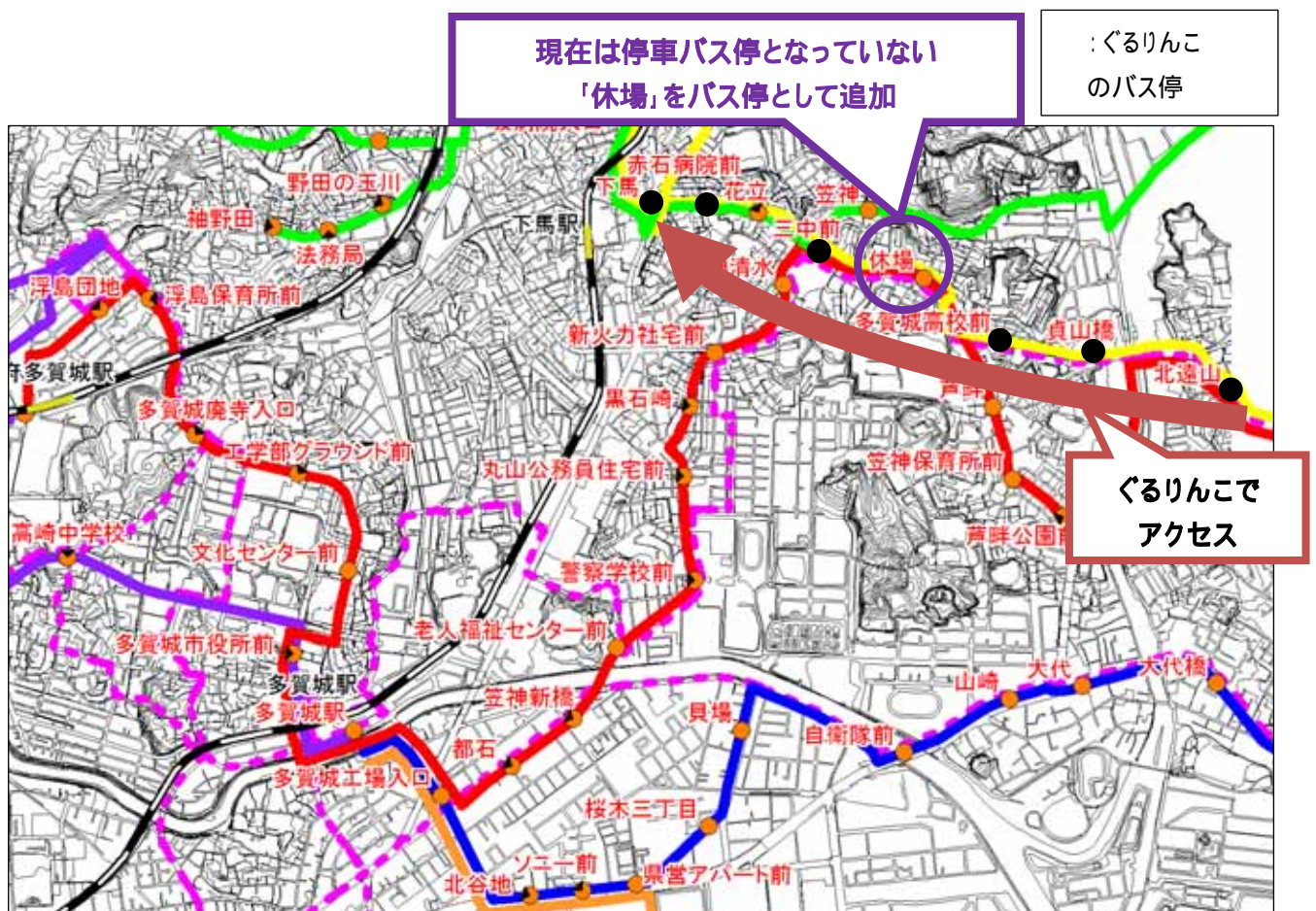


当初案のルート変更

<多賀城東部線による下馬方面へのアクセスの代替案>

笠神地区周辺から下馬方面については、七ヶ浜町が運行している「ぐるりんこ」でアクセスすることを検討している。

笠神地区周辺から下馬方面へのアクセスサービス向上のため、多賀城東部線のバス停「休場」と同じ位置にぐるりんこのバス停を追加する協議を行っている。



下馬方面へのアクセス